

第5回合併協議会協議事項

- | | | |
|-----|------|----------------------------|
| 協議案 | 第20号 | 一部事務組合等の取扱いについて（公社、第三セクター） |
| 協議案 | 第21号 | 慣行の取扱いについて |
| 協議案 | 第22号 | 介護保険事業の取扱いについて |
| 協議案 | 第23号 | 広報広聴関係事業の取扱いについて |

一部事務組合等の取扱いについて(公社・第三セクター)(協定項目13-2)

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月3日

男鹿市若美町合併協議会

会長 佐藤 一 誠

1. 男鹿市土地開発公社は、新市に引継ぐ。若美町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。
2. (株)おが地域振興公社、(株)わかみ観光物産開発については、出資金は新市に引継ぎ管理運営は現行のとおりとする。

男鹿市若美町合併協議会の調整内容

協議項目	13 - 2 一部事務組合等の取扱いについて（公社・第三セクター）	関係項目	
調整の内容	<p>1. 男鹿市土地開発公社は、新市に引継ぐ。若美町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。</p> <p>2. (株)おが地域振興公社、(株)わかみ観光物産開発については、出資金は新市に引継ぎ管理運営は現行のとおりとする。</p>		

「 公 社 」

現 況			具体的な調整内容
	男 鹿 市	若 美 町	
名 称	男鹿市土地開発公社	秋田県町村土地開発公社	<p>【男鹿市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男鹿市土地開発公社は、新市に引継ぐ。 ・国民宿舎「おが」の管理運営は、現行のとおりとする。 <p>【若美町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退する。 (町議会、公社理事会の議決が必要) ・出資金は、合併前に若美町に返還される。 ・残債務は新市に引き継がれ、債務負担は新市が行う。(予算は専決処分できる。)
資本金等	5,000千円	986千円	
業務概要	<p>1. 公共用地・公用地等の取得、管理処分等を行う。</p> <p>2. 国民宿舎「おが」の管理、運営</p>	<p>土地の取得、造成事業を委託</p>	

「第三セクター」

現 況			具体的な調整内容
	男 鹿 市	若 美 町	
名 称	(株)おが地域振興公社	(株)わかみ観光物産開発	出資金は新市に引継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする
資本金等	12,500千円	20,000千円	
業務概要	温浴ランドおが、なまはげ館、オートキャンプ場の管理運営	夕陽温泉 WAO、マージ村、キャンプわかみ、インフォメーションセンターの管理運営	

県内先進事例

大仙市

1 土地開発公社

(1)大曲市土地開発公社は、新市の発足に伴い現定款の変更を行い法人登記の変更を行う。

(2)神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町は、合併の日の前日をもって秋田県町村土地開発公社の設立団体から脱退し、新市において合併の日に出資団体として加入する。

2 財団法人大曲市開発公社

3 株式会社県南環境保全センター

4 大曲駅前開発株式会社

5 株式会社大曲スポーツセンター

6 財団法人神岡ふるさと振興公社

7 西仙北温泉インター株式会社

8 物産中仙株式会社

9 協和町リゾート管理公社

10 太田町生活リゾート株式会社

・ 2～10については、出資金は新市に引継ぎ、管理・運営は現行のとおりとする。

潟上市

天王グリーンランド株式会社及び昭和町総合開発株式会社に対する出資に関する権利については、新市に引継ぎ、管理及び運営は現行のとおりとする。

慣行の取扱いについて(協定項目18)

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月3日

男鹿市若美町合併協議会

会長 佐藤 一 誠

1. 市章については、新市において定める。
2. 市の木、花、鳥、歌、憲章、宣言については、新市において必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。
3. 表彰については、新市において制定する。ただし、名誉市町民、功労者については新市に引継ぐ。

男鹿市若美町合併協議会の調整内容

協議事項	18 慣行の取扱い	関係項目	
調整の内容	1. 市章については、新市において定める。 2. 市の木、花、鳥、歌、憲章、宣言については、新市において必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。 3. 表彰については、新市において制定する。ただし、名誉市町民、功労者については新市に引継ぐ。		

区分	現 況		調整の具体的内容
	男鹿市	若美町	
市町章	 昭和30年11月制定	 昭和45年11月制定	合併後、新市において定める。
市町の木	すぎ 昭和49年3月制定	黒松 昭和61年11月制定	新市において、必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。
市町の花	つばき 昭和49年3月制定	桜 昭和61年11月制定	
市町の鳥	あおさぎ 昭和49年3月制定	キジ 昭和61年11月制定	
市町民歌	「男鹿市民の歌」 昭和38年1月制定	「若美町の歌」 昭和61年11月制定	
市町民憲章	男鹿市民憲章 昭和47年5月制定	コミュニティ憲章 昭和49年4月制定	

区 分	男鹿市	若美町	調整の具体的内容
宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全都市宣言 昭和37年5月 ・明るく豊かで住みよい都市宣言 昭和45年9月 ・非核平和都市宣言 昭和60年6月 ・ゆとり都市宣言 平成 3年3月 ・福祉のまちづくり都市宣言 平成 7年6月 ・高齢者交通事故撲滅宣言 平成 9年6月 	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全の村宣言 昭和37年6月 ・生涯教育の町宣言 昭和59年3月 ・非核平和都市宣言 昭和60年9月 ・飲酒運転追放宣言 平成 元年2月 	新市において、必要性を含め新たに制定するかどうか検討する。
表彰	<ul style="list-style-type: none"> ・男鹿市名誉市民条例 昭和56年3月27日 ・男鹿市功労者条例 昭和56年9月30日 ・男鹿市表彰規則 昭和56年9月30日 ・名誉市民 3名 (現存者 0名) ・功労者 169名 (現存者73名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・若美町表彰条例 昭和46年12月17日 ・若美町表彰規則 昭和47年 9月28日 ・若美町公職委員及び職員表彰要綱 平成11年 3月10日 ・名誉町民 1名 (現存者 0名) ・功労者 105名 (現存者52名) 	合併後、新市において制定する。 ただし、名誉市町民、功労者については新市に引継ぐ。

先進事例

篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市の木、花、鳥は新市において調整する。
- (3) 市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において調整する。

さいたま市

- (1) 市章・市の木・市の花等の象徴的事項については、新市において検討するものとする。
ただし、市のおどりについては現行のとおりとする。
- (2) 市民憲章及び各都市宣言については、新市において検討する。
- (3) 都市間交流については、新市において継続する。
- (4) 名誉市民、市民栄誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。

潮来市

- (1) 市章は、当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市章を制定することとした。
- (2) 市の花、木、鳥については、当面、潮来町の花・木・鳥を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市の花・木・鳥を制定することとした。
- (3) 市民憲章については、当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け、新たに市民憲章を制定することとした。

あきる野市

市の花、木、鳥、歌については、新市において新たに定めるものとされ、合併後公募によって決定された。

県内先進事例

美郷町

新町の町章、町の花・木・鳥、町民憲章、町旗、町民歌、キャッチフレーズ、宣言については、新町において検討のうえ定める。

大仙市

- ・新市の市章については、合併時に定めるものとする。
- ・新市の花・木・鳥・歌・憲章・宣言については、新市において検討する。

由利本荘市

- (1) 市章については、新市において新たに制定する。
- (2) 市民憲章、市の花、木、鳥、市民歌、宣言等については、新市において調整するものとする。
- (3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとし、名誉市民等については、新たな表彰制度の中で調整するものとする。

湯沢市

1. 市章については、新市において定めるものとする。
2. 市の花・木・鳥、市の花、市民憲章、各種宣言については、必要性を含め新市において検討するものとする。
3. 表彰制度については、新市において新たな制度を創設するものとする。

介護保険事業の取扱いについて(協定項目 20)

介護保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 6 月 3 日

男鹿市若美町合併協議会

会 長 佐 藤 一 誠

1. 介護認定審査会については、新市において調整する。
2. 介護保険運営協議会は、新市においては設置しない。
3. 第 1 号被保険者保険料の段階区分と額については、現行どおりとし新市において平成 18 年度から統一する。
4. 納期については、現行のとおりとする。
5. 介護保険計画事業については、当面現行の計画を運用するが、平成 18 年度から 5 年間を期間とする計画を老人保健福祉計画と一体として策定する。

男鹿市若美町合併協議会の調整内容

協議事項	20 介護保険事業の取扱い	関係項目
調整の内容	1. 介護認定審査会については、新市において調整する。 2. 介護保険運営協議会は、新市においては設置しない。 3. 第1号被保険者保険料の段階区分と額については、現行どおりとし新市において平成18年度から統一する。 4. 納期については、現行のとおりとする。 5. 介護保険計画事業については、当面現行の計画を運用するが、平成18年度から5年間を期間とする計画を老人保健福祉計画と一体として策定する。	

区分	現 況		具体的な調整方法
	男鹿市	若美町	
介護認定審査会	保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者より構成（計15人） 保健分野 3人（保健士） 医療分野 9人（医師・歯科医師・薬剤師） 福祉分野 3人（介護保険施設関係） 委員報酬 審査会 20,000円 委員研修 5,000円（年1回実施）	保健・医療・福祉に関する学識経験を有する者より構成（南秋田郡介護認定審査会 計40人） 保健分野 1人（保健士） 医療分野 1人（医師） 福祉分野 1人（施設関係） 委員報酬 審査会 20,000円 委員研修 20,000円（年1回実施）	新市において調整する。
介護保険運営協議会	該当なし	社会福祉協議会長・医療(2人)・民生児童協議会長・特別養護老人ホーム施設長・介護支援専門員(2人)・ボランティア連絡協議会長・第1号保険者代表(2人)・第2号保険者代表(2人)で構成 委員報酬 審査会 4,000円（年4回実施）	新市においては、設置しない。
第1号被保険者保険料の段階区分と額（年額）	・第1段階 19,400円 ・第2段階 29,100円 ・第3段階 38,800円 ・第4段階 48,500円 ・第5段階 58,200円	・第1段階 23,520円 ・第2段階 35,280円 ・第3段階 47,040円 ・第4段階 58,800円 ・第5段階 70,560円	現行どおり。ただし、新市において改定期となる平成18年度から統一する。
賦課・徴収	税務課で賦課・徴収を行っている。	福祉保健課で賦課・徴収を行っている。	合併時に男鹿市の例により統一する。

納期（普通徴収）	第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月末日	第1期 7月1日～7月31日 第2期 8月1日～8月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 10月1日～10月31日 第5期 11月1日～11月30日 第6期 12月1日～12月25日 第7期 1月1日～1月31日 第8期 2月1日～2月末日	現行のとおりとする。
介護保険事業計画	男鹿市介護保険事業計画 計画期間 平成15年度～平成19年度	若美町介護保険事業計画 計画期間 平成15年度～平成19年度	当面現行の計画を運用する。ただし、新市において平成18年度から5年間の期間とする計画を老人保健福祉計画と一体として策定する。

県内先進事例

由利本荘市

介護保険事業については、合併時に本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務として実施できるよう構成団体と調整を図る。

湯沢市

- 1 介護認定審査会の設置・運営については、現行のとおり実施できるよう構成団体と調整を図る。
- 2 市町村単独給付については、内容に差異があるため、事業の実績及び保険財政の状況を踏まえ、平成 17 年から制度を再編する。
- 3 第 1 号被保険者の保険料については、本来の改定期となる平成 18 年度から統一する。
- 4 第 1 号被保険者の保険料の普通徴収の納期については、平成 17 年度から湯沢市の例により統一する。
- 5 介護保険事業計画については、新市において、平成 18 年度から 5 年間を期間とする計画を策定する。合併年度及び平成 17 年度においては、現行の計画を運用する。

広報広聴関係事業について(協定項目25 - 4)

広報広聴関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年6月3日

男鹿市若美町合併協議会

会長 佐藤 一 誠

1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。
2. 新市において、ホームページを開設する。
3. 新市において、市勢要覧を発行する。
4. その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。

男鹿市若美町合併協議会の調整内容

協議事項	25-4 広報広聴関係事業について	関係項目	
調整の内容	<p>1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。</p> <p>2. 新市において、ホームページを開設する。</p> <p>3. 新市において、市勢要覧を発行する。</p> <p>4. その他の広報広聴関係事業については、新市において調整する。</p>		

事務事業名	現 況		具体的な調整方法
	男鹿市	若美町	
広報紙の発行	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙名 広報おが ・発行 毎月1日と15日の2回発行 ・サイズ A4版 ・ページ数 12P～16P 正月号のみ表紙カラー印刷 ・作成部数 10,500部 <p>【配布方法】</p> <p>市内各地区の市政協力員153名が配布</p>	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙名 広報わかみ ・発行 毎月1日発行(月1回) ・サイズ A4版 ・ページ数 16P～20Pページ ・作成部数 2,800部 <p>【配布方法】</p> <p>職員が配布</p>	<p>新市において毎月1日と15日に発行する。</p> <p>なお、配布方法については現状のとおりとし、合併後1年以内に調整する。</p>
その他広報	ホームページ 平成10年3月開設	ホームページ 平成10年7月開設	<p>新市において開設する。</p> <p>なお、開設作業は合併前に行い、合併時に開設する。</p>
市・町勢要覧	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度作成 ・5～6年サイクルで、状況により作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度作成 ・4～5年サイクルで、状況により作成 	<p>新市において2年以内に作成する。</p>

広聴			新市において調整する。
市政協力員制度	市内各地区の153名を委嘱 役割 ・区域内の民意の進達 ・調査書、報告書の配布、取りまとめ ・周知事項の伝達、連絡 ・印刷物の配布 その他	なし 周知事項の伝達、連絡、印刷物の配布等は各町内会において実施（町内会振興育成費交付金制度による） ・町内会 22町内会	
市政モニター制度	・市政に関する市民の声、要望、苦情等を聞き、市政に反映させ、市政の効率的運営を図るため設置 ・任務 意見、要望の提出、アンケート等への協力、市の行事等への協力 ほか ・年1回のモニター会議 ・任期2年、定員11名	なし	
首長面会日	原則月1回（市政協力員会議、議会開催月は行わない）	なし	
首長への手紙	なし	町長への手紙 記入後無料で投函できる「町長への手紙」を「広報わかみ」に折り込む（年3回）	
行政懇談会	なし	町内懇談会 ・町内会からの要望や問題点を、実現や解決に向けて協議 ・日程を調整し各町内会や類似施設で開催 ・出席者は町長、総務課長、各関係課長、担当参事担当職員	

県内先進事例

大仙市

広報誌は、新市において毎月2回発行し、市民の視線にたった広報誌の作成をめざすものとする。
ホームページは、旧市町村単位の情報を引き継ぎ、新市において新たに開設する。
市制懇談会等の広聴事業は、新市において開催し、住民からの提言、要望を市政運営に反映させる。

由利本荘市

1. 新市において、広報紙を発行する。
2. 新市において、ホームページを開設する。
3. 新市において、広報活動の充実を図る。

潟上市

1. 新市において、広報紙を毎月1日と15日に発行する。
2. 新市において、ホームページを開設する。
3. 新市において、市勢要覧を発行する。
4. 新市において、行政懇談会を設けるなど、住民の行政に対する意見・要望等の公聴に十分配慮する。